

第 1 4 8 4 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 規 則 ]

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則 .....4

### [ 告 示 ]

一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示.....5  
 地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示（13件）.....6  
 包括外部監査契約の締結告示.....19  
 予防接種実施公告.....20  
 甲府市簡易水道等事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を指定する旨の告示.....23  
 固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示.....24  
 入札告示.....25  
 特定空家等に関する通知書公示送達.....28  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告.....29  
 開発行為に関する工事の完了公告.....31

農用地利用集積計画を定めた旨の公告.....32  
 犬、猫等の収容告示.....33  
 入札告示.....34  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）.....37  
 令和5年度補正予算の公表.....39  
 交付要求通知書公示送達.....40  
 甲府市職員採用試験実施公告.....41  
 甲府市任期付職員採用試験実施公告.....42  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告.....43  
 犬又は猫の引取り告示.....45  
 開発行為に関する工事の完了公告.....46  
 担保権設定等財産の差押通知書公示送達.....47  
 地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示.....48  
 固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達.....49  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（3件）.....50  
 特定空家等に関する通知書公示送達.....56

生活保護法等指定医療機関指定公示	57
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示	58
入札告示	59
国民健康保険被保険者証無効告示	61
入札告示（4件）	62
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	74
入札告示	75
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達	78
入札告示	79
介護保険料過誤納還付通知書公示送達	82
介護保険料督促状公示送達	83
入札告示	84
開発行為に関する工事の完了公告	86
生活保護法等指定医療機関廃止公示	87
生活保護法等指定医療機関休止公示	88
開発行為に関する工事の完了公告	89
生活保護法等指定医療機関指定公示	90
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	91
令和5年度補正予算の公表	93
介護保険被保険者証無効告示	94
指定一般相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	95
入札告示	96
都市計画事業認可図書縦覧告示	99
[ 教育委員会 ]	
甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料収納事務の委託告示	100
入札告示（3件）	101

[ 選挙管理委員会 ]

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	110
甲府市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置告示	111
甲府市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任告示	112
甲府市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を定める告示	113
甲府市議会議員一般選挙における開票事務会場等を定める告示	114
甲府市議会議員一般選挙における候補者一人について選挙運動に関する支出金額の制限を定める告示	115
甲府市議会議員一般選挙における投票用紙を定める告示	116
甲府市議会議員一般選挙における不在者投票用封筒の刷込み告示	117
甲府市議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	118
甲府市議会議員一般選挙における投票所を定める告示	119
甲府市議会議員一般選挙における時刻を繰り上げて投票所を閉じる投票区の告示	120
甲府市議会議員一般選挙における投票管理者及び職務代理者選任の告示	121
甲府市議会議員一般選挙における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	122
甲府市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	123
甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所を定める告示	124
甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	125

甲府市中道公民館に設置する期日前投票所の開設時刻及び閉設時刻を定める告示	126
甲府市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示場に掲示する旨の告示	127
甲府市議会議員一般選挙における公職の候補者がポスター掲示をすることができる日を定める告示	128
甲府市選挙管理委員会告示第58号の一部を改める告示	129
甲府市議会議員一般選挙において当選人となった者の住所及び氏名の告示	130
[ 監査委員 ]	
包括外部監査人の監査事務を補助させることができる旨の告示	131
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会4月定例総会招集公告	132
[ 上下水道局 ]	
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	133
下水道工事指定店の指定告示	134
入札告示（3件）	135
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	145
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	147
教育委員会	154

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 規則

---

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第26号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「17万1,650円」を「17万2,550円」に、「7万5,290円」を「7万7,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万5,780円」を「8万6,280円」に、「3万7,600円」を「3万8,900円」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

---

# 告示

---

甲府市告示第140号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社JALUX  
東京都港区南1丁目2番70号  
品川シーズンテラス
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社JR東日本ネットステーション  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番11号  
アグリスクエア新宿4F
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22番14号  
N. E. SビルN棟2階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



甲府市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社マイナビ  
東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号  
デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号  
京橋エドグラン13階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
SBペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸1丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24丁目12番  
渋谷スクランブルスクエア39階 WeWork内
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
Pay Pay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社  
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号  
渋谷フクラス
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
  - ・山梨中銀ディーシーカード株式会社  
甲府市武田二丁目9番4号
  - ・三菱UFJニコス株式会社  
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



甲府市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

甲府市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社 JTB  
大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号  
JTBビル4階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和5年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
(1) 氏名 關本 喜文  
(2) 住所 甲府市飯田四丁目1番26号 504号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により予防接種を実施するため、  
 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 実施内容

(1) 期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

種類	対象者		場所
ロタウイルス	ロタ リックス®	生後6週に至った日の翌日から 生後24週に至る日の翌日まで の間にある者	定期予防接種市 内指定医療機関 一覧 (別掲)
	ロタ テック®	生後6週に至った日の翌日から 生後32週に至る日の翌日まで の間	
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者		
Hib（ヒブ）	初回	生後2月から生後60月に至る までの間にある者	
	追加		
小児の肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に至る までの間にある者	
	追加		
四種混合 (DPT - IPV) 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ	第1期初回	生後2月から生後90月に至る までの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後2月から生後90月に至る までの間にある者	
	第1期追加		
BCG（結核）	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に至る までの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満であって 小学校就学前の1年間にある者	

水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	第1期追加		
日本脳炎	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※ <sup>1</sup>	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
二種混合 (DT) ジフテリア 破傷風	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</li> <li>・平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子 (前述に掲げる女子を除く)</li> </ul>		
高齢者肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳となる者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がい等を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい等を有する者 (身体障害者手帳1級相当)</li> </ul>		高齢者肺炎球菌予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
風しん	第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	風しん抗体検査・風しん第5期予防接種 市内医療機関等一覧 (別掲)
新型コロナウイルス感染症	初回接種	生後6月以上の者	市内個別接種会場及び集団接種会場
	令和4年秋開始接種	5歳以上の者	

※1 平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期接種を受ける機会を逸した者への救済措置

(2) 期間：令和5年10月1日～令和6年2月29日

種類	対象者	場所
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（身体障害者手帳1級相当）</li> </ul>	高齢者インフルエンザ指定医療機関（別掲）

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (8) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (9) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

甲府市告示第156号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、甲府市簡易水道等事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定するため、告示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |          |                      |
|---|----------|----------------------|
| 1 | 出納取扱金融機関 | 株式会社山梨中央銀行           |
| 2 | 収納取扱金融機関 | 株式会社三井住友銀行           |
|   |          | 株式会社りそな銀行            |
|   |          | 甲府信用金庫               |
|   |          | 山梨信用金庫               |
|   |          | 中央労働金庫               |
|   |          | 山梨県民信用組合             |
|   |          | 山梨県信用農業協同組合連合会       |
|   |          | 笛吹農業協同組合             |
|   |          | 山梨みらい農業協同組合          |
|   |          | 株式会社ゆうちょ銀行（口座振替に限る。） |
| 3 | 指定年月日    | 令和5年4月1日             |

甲府市告示第157号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した令和5年度の固定資産の価格等について固定資産課税台帳に登録したので、同法第411条第2項の規定により公示する。

令和5年4月1日

甲府市長 樋口 雄一



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第4号         |
| (2) 業務名称   | 市営林道維持管理業務委託       |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による            |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による            |
| (6) 予定価格   | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格 | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成25年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月3日（月）～令和5年4月11日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和5年4月11日(火)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月3日(月)～令和5年4月11日(火)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
令和5年4月11日(火)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687

#### 4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年4月21日(金) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1(控室:入札室2)  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国

(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を  
数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行し  
ないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第159号

次の特定空家等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者が職権消除により送付できないため公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年4月6日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |                                |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 書類名       | 特定空家等への早急な対応のお願いと除却時の助成金利用について |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所空き家対策課                    |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

令和5年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名  
甲府市認知症カフェ運営事業
- 2 業務概要  
認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。
- 3 募集数  
認知症カフェの実施場所は、12箇所とする。
- 4 事業期間  
令和5年6月1日～令和8年3月31日
- 5 参加資格要件  
次の全ての条件を満たす者とする。
  - (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
  - (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
  - (3) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
  - (4) 市税を滞納していない法人であること。
  - (5) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
  - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (9) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- 6 募集要領等の配布  
配布期間：令和5年4月7日（金）～4月21日（金）  
日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。  
午前9時～午後5時  
配布場所：甲府市福祉保健部健康支援室健康政策課  
山梨県甲府市相生二丁目17番1号

甲府市保健センター 2号館 1階

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

7 公募申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和5年4月14日（金）～4月21日（金）

日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

提出場所：甲府市福祉保健部健康支援室健康政策課

山梨県甲府市相生二丁目17番1号

甲府市保健センター 2号館 1階

8 スケジュール

告示	令和5年4月7日（金）
募集要領等の配布	令和5年4月7日（金）～21日（金）
質問書の受付	令和5年4月7日（金）～14日（金）午後5時
質問書の回答	令和5年4月11日（火）～19日（水）※順次回答
公募申込書等の提出	令和5年4月14日（金）～21日（金）
提出期限	令和5年4月21日（金）午後5時
実地調査	令和5年4月18日（火）～5月11日（木）
選定結果通知発送	令和5年5月22日（月）～24日（水）
業務委託契約締結	令和5年6月1日（木）

9 連絡先

甲府市福祉保健部健康支援室健康政策課医療介護支援係

〒400-0858 山梨県甲府市相生二丁目17番1号

甲府市保健センター 2号館 1階

TEL：055-237-5484

FAX：055-227-5294

甲府市告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字天神1404番1及び1404番9から1404番12まで  
以上5筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市池田一丁目5番9号  
有限会社グリーンリーフホーム  
代表取締役 遠藤 勇司

甲府市告示第162号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和5年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間



甲府市告示第163号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和5年4月12日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和5年4月7日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市徳行三丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第55号              |
| (2) 業務名称   | やまなし県央連携中枢都市圏合同企業説明会業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和6年1月31日まで       |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月10日（月）～令和5年4月19日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
令和5年4月19日（水）については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月10日（月）～令和5年4月19日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
令和5年4月19日（水）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687

#### 4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年5月2日（火） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1（控室：入札室2）  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下小河原自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市下小河原町231番地5	甲府市住吉五丁目3番5号

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	市川 達也	知見寺 さゆり
代表者 住 所	甲府市下小河原町231番地5	甲府市住吉五丁目3番5号

3 変更年月日 令和5年3月21日

甲府市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 元紺屋町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	壬 生 浩 之	岩 間 正 光
代表者 住 所	甲府市元紺屋町8番地6	甲府市元紺屋町1番地2

3 変更年月日 令和5年4月1日

甲府市告示第167号

地方自治法第219条第2項の規定により、専決処分した令和5年度補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和5年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

令和5年度甲府市一般会計補正予算（第1号）

甲府市告示第168号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが、返送されたことから、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月12日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 交付要求通知書 企発第25676号<br>交付要求通知書 企発第25677号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                                   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課                     |



甲府市告示第169号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和5年4月12日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第170号

甲府市任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和5年4月12日

甲府市長 樋口雄一

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書を招請する。

令和5年4月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要

(1) 業務名

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日(水)まで

(3) 業務内容

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおり。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独事業者又は共同事業者(以下「共同体」という。)とする。

(1) 国税及び地方税に滞納がない者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でない者であること。

(4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 共同体に関する参加資格

ア 構成員全てが上記(1)～(6)の要件を満たしている者とする。

イ 共同体で参加する場合の構成要件は以下のとおりとする。

(1) 本公募型プロポーザルにおいて、1事業者は同時に2つ以上の共同体の構成員になることはできない。

(2) 共同体の構成員は、単独でこの公募型プロポーザルに参加することは

できない。

### 3 手続き等

#### (1) 関係資料の入手方法

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

#### (2) 提出方法等

参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

### 4 連絡先

〒400-0831 甲府市上町601番地4

甲府市 環境部 環境総室 環境政策課

電話：055-241-4363

FAX：055-241-6190

電子メール：kanseisaku@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第172号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年4月17日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和5年4月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市徳行一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：3週齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市桜井町字上土器276番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市和戸町33番地6  
プラシード・YKY203号室  
近藤 峻

甲府市告示第174号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                          |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名       | 担保権設定等財産の差押通知書 企発第25419号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）                     |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課       |

甲府市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社静岡伊勢丹  
静岡県静岡市葵区呉服町1丁目7番地
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間  
令和5年4月13日から令和6年3月31日まで



甲府市告示第176号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたことから、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                       |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名       | 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所企画財務部課税管理室資産税課   |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申請書の提出を招請する。

令和5年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 公募対象業務

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 業務名称    | 令和5年度人権啓発に関するパネル展等業務委託 |
| (2) 履行期間    | 契約締結日から令和6年3月31日まで     |
| (3) 履行場所    | 仕様書による                 |
| (4) 業務内容    | 仕様書による                 |
| (5) 委託料の上限額 | 3,148,807円(税込金額)       |

2 公募参加資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に事務所等を設置し、長年にわたり人権啓発活動を実施している法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月17日(月)～令和5年4月26日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前8時30分～午後5時  
ただし4月26日は午前8時30分～午後3時
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室人権男女参画課

甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）  
電話055-237-5120

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 その他・公募型／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和5年4月17日（月）～令和5年4月26日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時

イ 場所 甲府市市民部市民総室人権男女参画課

甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）  
電話055-237-5120

#### 4 参加申請の手続き等

その他参加申請に関する手続きや審査等に関する内容は、「令和5年度人権啓発に関するパネル展等業務委託に関する公募型プロポーザル募集要領」を参照すること。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和5年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務

2 業務概要

本業務は、夢を叶え起業した女性や、起業等を目指して活動している女性の活躍と交流の場を創出するとともに、その活躍を広く市民に知っていただき、多くの女性を応援する機運を高め、市民意識の醸成を図ることを目的とする業務である。

3 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日(水)までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、民間事業者、公益財団法人、特定非営利活動法人で、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの間に、本業務と類似したイベント等の業務として、地方公共団体等から業務委託契約の履行実績を有していること。
- (3) 本業務を受託した場合、市との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (4) 市区町村税の滞納がない者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要項」)、仕様書、「こうふ女性達で創るマルシェ」企画・運営業務企画提案書等作成要領・様式集(以下「作成要領」)を市ホームページ

にて公表するので、適宜ダウンロードすること。

- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市市民部市民総室人権男女参画課女性活躍係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

(甲府市役所本庁舎4階)

TEL 055-225-3940 (直通)

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和5年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市女性起業等支援「Can-Pass（キャン-パス）」業務

2 業務概要

本業務は、起業等をしたい女性や、やりたいことが明確に定まっていない女性を対象に、各段階に応じた研修等を実施し、多様な活躍や働き方を支援する中で、女性の起業等を増やすことを目的とした事業である。

3 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、民間事業者、公益財団法人、特定非営利活動法人で、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの間に、女性の起業等に関する研修等の業務として、地方公共団体等から業務委託契約の履行実績を有していること。
- (3) 本業務を受託した場合、甲府市（以下「市」）との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (4) 市区町村税の滞納がない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 甲府市女性起業等支援「Can-Pass（キャン-パス）」業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」）、仕様書、甲府市女性起業等支援「Can-Pass（キャン-パス）」業務企画提案書等作成要領・様式集（以下「作成要領」）を市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市市民部市民総室人権男女参画課女性活躍係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

(甲府市役所本庁舎4階)

TEL 055-225-3940 (直通)

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第180号

次の特定空家等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に送付したが、あて所なしで返戻されたため、公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 書類名       | 特定空家等への早急な対応のお願いと除却時の助成金利用について |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所空き家対策課                    |



甲府市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和5年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第182号

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11の規定により公示する。

令和5年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 サービスの種類   | 認可外保育施設          |
| 2 事業所の名称    | キッズライン（片岡 美咲）    |
| 3 事業所の所在地   | 個人の居宅訪問型事業のため非公開 |
| 4 当該事業所の設置者 | 片岡 美咲            |
| 5 確認年月日     | 令和5年4月13日        |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 契約番号   | (業務委託) 第133号           |
| (2) 業務名称   | 第5次健やかいきいき甲府プラン等策定業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和6年3月31日まで     |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調査・研究」で登録されている者であること。
- (2) 本業務の計画策定業務に類似する受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月21日（金）～令和5年4月28日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階

電話 055-237-5457

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和5年4月21日（金）～令和5年4月28日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話 055-237-5457

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和5年5月11日（木） 午後1時30分

(2) 場所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎6階（入札室1）

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第184号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年4月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証  
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和5年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 7号		
工事名	遊亀公園附属動物園第I期整備(建築主体)工事		
工事場所	甲府市太田町10番1号		
工事概要	1	工事内容	<p>【ビジターセンター】 鉄骨造 2階建て 建築面積379.97㎡ 延べ面積496.48㎡</p> <p>【ふれあいセンター】 木造 平屋建て 建築面積112.51㎡ 延べ面積112.51㎡</p> <p>【家畜舎・厩舎】 木造 平屋建て 建築面積145.60㎡ 延べ面積145.60㎡</p> <p>【猛獣舎】 鉄筋コンクリート造 平屋建て 建築面積720.87㎡ 延べ面積705.31㎡</p> <p>【ビーバー舎】 鉄筋コンクリート造 平屋建て 建築面積44.10㎡ 延べ面積44.10㎡</p> <p>【動物病院・検疫舎】 木造 平屋建て 建築面積137.64㎡ 延べ面積137.64㎡</p> <p>【飼料庫】 鉄骨造 平屋建て 建築面積50.14㎡ 延べ面積50.14㎡</p> <p>付帯外構工事、既存施設解体工事、 盛土 V=150㎥ B路線水路工 自由勾配側溝 L=113m アンカー式空石積工 A=361㎡</p>

			地底処理工 A = 907 m <sup>2</sup> 撤去工一式、土木工事一式
	2	工期	令和7年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	1, 175, 746, 000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 次の3者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 AAA3者又はAAB3者 代表構成員：特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事。 ただし、1件の工事請負額が、 5億8千7百万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成20年4月1日以降に完成、引き 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和5年4月21日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和5年5月2日
	3	申請書受付開始日	令和5年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和5年5月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年5月11日
	6	設計図書配付開始日	令和5年4月21日

	7	設計図書配付締切日	令和5年5月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和5年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和5年5月12日
	10	入札日時	令和5年5月22日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和5年5月25日
	12	開札日時	令和5年5月31日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和5年6月1日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和5年5月17日 午後5時まで
	2	回答	令和5年5月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和5年5月29日まで
	2	回答	令和5年5月30日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和5年5月30日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	



支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払	請求できる。
年度支払限度額	令和5年度	470,298,400円
	令和6年度	残金
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 3号		
工事名	緑が丘スポーツ公園屋外トイレ建設(建築主体)工事		
工事場所	甲府市緑が丘二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て 規模：建築面積57.2㎡ 延べ面積54.0㎡ 付帯電気設備工事、外構工事一式
	2	工期	令和5年11月24日まで
	3	予定価格 (税込み)	26,587,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,300万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
	5	近接工事	令和4年7月6日告示の(建築) 76号「緑が丘スポーツ公園野球場 本部棟建設(建築主体)工事」の 落札者は、本工事の落札者となる

			ことはできません。
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和5年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年5月2日
	3	申請書受付開始日	令和5年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和5年5月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年5月11日
	6	設計図書配付開始日	令和5年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和5年5月12日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年4月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和5年5月12日
	10	入札及び開札日時	令和5年5月22日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和5年5月17日 午後5時まで
	2	回答	令和5年5月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 5号		
工事名	緑が丘スポーツ公園屋外トイレ建設（機械設備）工事		
工事場所	甲府市緑が丘二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	屋外トイレ 鉄筋コンクリート造 平屋建て ・衛生器具設備工事 一式 ・給水設備工事 一式 ・排水設備工事 一式 ・冷暖房設備工事 一式 ・換気設備工事 一式 ・外構工事 一式
	2	工期	令和5年11月24日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,866,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、900万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	令和4年11月24日告示の(管)

			177号「緑が丘スポーツ公園野球場本部棟建設（機械設備）工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和5年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年5月2日
	3	申請書受付開始日	令和5年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和5年5月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和5年5月11日
	6	設計図書配付開始日	令和5年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和5年5月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和5年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和5年5月12日
	10	入札及び開札日時	令和5年5月22日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和5年5月17日 午後5時まで
	2	回答	令和5年5月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		

支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第188号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(解体) 6号		
工事名	緑が丘スポーツ公園テニスコートB解体工事		
工事場所	甲府市緑が丘二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	緑が丘スポーツ公園テニスコートB解体工事一式 観覧スタンド、各種建築物、工作物、樹木等
	2	工期	令和5年10月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,337,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)800点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和5年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年5月2日
	3	申請書受付開始日	令和5年4月21日



	4	申請書受付締切日	令和5年5月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年5月11日
	6	設計図書配付開始日	令和5年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和5年5月12日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年4月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和5年5月12日
	10	入札及び開札日時	令和5年5月22日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和5年5月17日 午後5時まで
	2	回答	令和5年5月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第189号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970105662
2	事業所の名称	快晴苑訪問介護事業所
3	事業所の所在地	甲府市大津町333番地
4	当該事業所の申請者	甲府市大津町333番地 社会福祉法人大寿会
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
6	指定年月日	令和5年5月7日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第144号         |
| (2) 業務名称   | 第4次甲府市食育推進計画策定支援業務 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による             |
| (5) 業務内容   | 仕様書による             |
| (6) 予定価格   | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格 | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 令和4年度までに地方公共団体等が行う福祉計画策定業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月25日（火）～令和5年5月2日（火）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

- 午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月25日（火）～令和5年5月2日（火）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年5月19日（金） 午前10時00分
- (2) 場所 甲府市役所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎6階（入札室）  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10／100）  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第191号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年4月25日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>（兼更正通知書）<br>令和5年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>（兼更正通知書） |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課   |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号       | 第114号    |
| (2) 物件名        | 発電機      |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による |
| (6) 予定価格       | 公表しない    |
| (7) 最低制限価格     | 設けない     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
  - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
  - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (8) 市税の滞納がない者であること。
  - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和5年4月26日（水）～令和5年5月12日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月26日(水)～令和5年5月12日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年5月26日(金) 午後1時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。



- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第193号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名       | 介護保険料過誤納還付通知書    |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年4月26日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 令和4年度介護保険料第1期分督促状<br>令和4年度介護保険料第2期分督促状<br>令和4年度介護保険料第3期分督促状<br>令和4年度介護保険料第5期分督促状<br>令和4年度介護保険料第6期分督促状<br>令和4年度介護保険料第7期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課   |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 契約番号   | (業務委託) 第230号           |
| (2) 業務名称   | 甲府市マイナポイント申込等支援業務委託    |
| (3) 履行期間   | 令和5年5月22日から令和5年9月29日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月26日（水）～令和5年5月8日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時（締切日は午前10時まで）

- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）  
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 令和5年4月26日（水）～令和5年5月8日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時（締切日は正午まで）
  - イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）  
電話055-237-5294

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年5月15日（月） 午後3時
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下小河原町字土尻27番1及び28番5  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野県諏訪市大字豊田2400番地35  
合同会社コムコ  
代表社員 西澤 英敏

甲府市告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関休止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関休止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、休止年月日

別紙のとおり



甲府市告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字天神1450番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市上町1363番地1  
坂本 卓大

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	有泉高司	渡邊仁
代表者 住所	甲府市塩部四丁目13番15号	甲府市大和町3番18号

3 変更年月日 令和5年3月25日

甲府市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 岩窪自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市古府中町4892番地1	甲府市岩窪町252番地2

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	石 神 範 男	保 坂 登 志 雄
代表者 住 所	甲府市岩窪町228番地	甲府市岩窪町252番地2

3 変更年月日 令和5年4月5日

甲府市告示第203号

地方自治法第219条第2項の規定により、専決処分した令和5年度補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

令和5年度甲府市一般会計補正予算（第2号）

甲府市告示第204号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年4月27日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第1項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和5年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名    | 社会福祉法人日新会                                     |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市上町2473番地                                   |
| 3 | 事業所名    | あかし相談支援室                                      |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上町2473番地                                   |
| 5 | 事業の種類   | 指定一般相談支援（地域移行、地域定着支援）<br>指定障害児相談支援            |
| 6 | 主たる対象者  | 特定なし  |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930102676（指定一般相談支援）<br>1970103519（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日   | 令和5年5月1日                                      |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第224号             |
| (2) 業務名称   | 第2次甲府市自殺対策推進計画策定に関する業務 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和6年3月31日まで     |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 令和4年度までに地方公共団体等が行う福祉計画策定業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月28日（金）～令和5年5月11日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）



午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月28日（金）～令和5年5月11日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年5月30日（火） 午前10時00分
- (2) 場所 甲府市役所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎6階（入札室）  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業 3・4・33号 大手二丁目浅原橋線
- 3 事業計画
  - イ 事業地
    - (1) 収用の部分 山梨県甲府市若松町及び中央四丁目地内
    - (2) 使用の部分 山梨県甲府市中央四丁目地内
  - ロ 設計の概要

起 点	山梨県甲府市中央四丁目660番地先
終 点	山梨県甲府市若松町92番地先
延 長	172m
幅 員	18.0～18.8m
車線の数	2車線
  - ハ 事業施行期間

自 認可告示日	
至 令和12年3月31日	
- 4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

---

# 教育委員会

---

甲府市教育委員会告示第4号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

- 1 委託する相手方  
所 在 別紙のとおり  
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 3 委託する事務  
学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務

甲府市教育委員会告示第5号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月28日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第197号            |
| (2) 業務名称   | 武田氏館跡歴史館企画展に関わる文化財運搬等業務 |
| (3) 履行期間   | 令和5年6月5日から令和5年12月28日まで  |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1)  
甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「運送業務」で登録されている者であること。
- (2) 本業務を遂行するための有資格者（美術品梱包輸送技能取得士2級以上）を雇用していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5)  
この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がある

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和5年4月28日（金）～令和5年5月11日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和5年4月28日（金）～令和5年5月11日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年5月29日（月） 午前10時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第6号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月28日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第212号       |
| (2) 業務名称   | 市内小学校 高木伐採剪定業務     |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和5年9月30日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による             |
| (5) 業務内容   | 仕様書による             |
| (6) 予定価格   | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格 | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。



- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和5年4月28日(金)～令和5年5月11日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月28日(金)～令和5年5月11日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和5年5月29日(月) 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第7号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月28日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第213号       |
| (2) 業務名称   | 西中学校 高木伐採剪定業務      |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和5年9月30日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による             |
| (5) 業務内容   | 仕様書による             |
| (6) 予定価格   | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格 | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和5年4月28日(金)～令和5年5月11日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月28日(金)～令和5年5月11日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和5年5月29日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第47号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和5年4月15日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,087人
2	1/3の数	51,436人
3	1/6の数	25,718人
4	選挙人名簿登録者数	154,308人

甲府市選挙管理委員会告示第48号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

令和5年4月15日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第49号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
山梨県甲府市伊勢	志村文武	山梨県甲府市下飯田	三井和子



甲府市選挙管理委員会告示第50号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日 時 令和5年4月23日（日） 午後9時00分
- 2 場 所 甲府市青沼三丁目5番44号  
甲府市総合市民会館

甲府市選挙管理委員会告示第51号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第52号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第194条第1項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 甲府市議会議員一般選挙 制限額 4,615,900円

甲府市選挙管理委員会告示第53号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票用紙を、次のとおり定める。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>ちゅうい 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>令和五年四月二十三日執行</p> <p>甲府市議会議員一般選挙投票</p> <p>甲府市選挙管理委員会之印</p>
---------------------------	--	--

備考

- 1 甲府市議会議員一般選挙用の投票用紙の地色は白色とし、黒インクで片面印刷とする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

甲府市選挙管理委員会告示第54号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における不在者投票用封筒の甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第55号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を、別紙のとおり定める。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第56号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、令和5年4月23日執行の甲府市議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時



甲府市選挙管理委員会告示第58号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第59号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日時 令和5年4月16日（日） 午後5時5分
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第60号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙において、甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第4条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日時 令和5年4月16日（日） 午後5時20分
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第61号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内一丁目18番1号	令和5年4月17日から 令和5年4月22日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼三丁目5番44号	令和5年4月17日から 令和5年4月22日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村三丁目5番20号	令和5年4月20日から 令和5年4月22日まで
甲府市西部市民センター 1階大ホール	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	令和5年4月20日から 令和5年4月22日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	令和5年4月20日から 令和5年4月22日まで

甲府市選挙管理委員会告示第62号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の甲府市議員一般選挙において甲府市中道公民館に設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
甲府市中道公民館 会議室	午前8時30分	午後5時

甲府市選挙管理委員会告示第64号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における、公職選挙法第192条第1項の規定による、選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示板に掲示して行う。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第65号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、公職の候補者がポスター掲示することができる日は、次のとおりである。

令和5年4月16日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 ポスター掲示のできる日 令和5年4月16日



甲府市選挙管理委員会告示第66号

令和5年4月16日甲府市選挙管理委員会告示第58号の一部を、次のとおり改める。

令和5年4月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

「

投票区名	職務代理者	
	住所	氏名
第42投票区	山梨県甲府市	橘田 聖一

」  
を、

「

投票区名	職務代理者	
	住所	氏名
第42投票区	山梨県甲府市	神戸 昭人

」  
に、

改める。

甲府市選挙管理委員会告示第67号

令和5年4月23日執行の甲府市議会議員一般選挙において、当選人となった者の住所及び氏名は、別紙のとおりである。

令和5年4月24日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

# 監査委員

甲府市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人關本喜文の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和5年4月27日

甲府市監査委員

望 月 伸  
雨 宮 均  
小 澤 浩

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
高岡 敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号	令和5年5月1日～ 令和6年3月31日
井上 光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町 13番18号	令和5年5月1日～ 令和6年3月31日
野中 孝憲	山梨県甲府市下飯田2丁目4番25号	令和5年5月1日～ 令和6年3月31日
前田 晋吾	山梨県甲府市塩部3丁目2番7号 901	令和5年5月1日～ 令和6年3月31日

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会4月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和5年4月27日午後2時00分に甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和5年4月21日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

## 付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和5年5月告示分農用地利用集積計画について
- 3 令和5年5月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
- 4 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第15号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図面は甲府市上下水道局工務部工務総室計画課において縦覧に供する。

令和5年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

負担区の名称	令和5年度賦課対象住所地番
市街化調整区域負担区	古府中町3641-1、3642-13567、 2749、3555-1、3555-2、3545、 3556、3557、3543-1、3543-3、 2747-2、2746-1、2746-2、 2746-3、2748-2、2742、2741、 3542、3543-2、2786、2830、 2785、2784、2970-1、2971、 3354、3353、3352、3351-1 横根町526-1、523-3、523-5、 533-6、533-7、533-8、533-1、 530-2、530-5、530-6、530-7、 530-8、530-1、530-11、530-10、 523-7、523-6 下積翠寺町537-1、538-1、518-2、 516-1、552-1、551-1
中道負担区	下向山町2943-1外73筆、910、942-1、 988-1、991、992 上向山町1008-4、1008-5、1008-6、 1490-1

甲府市上下水道局告示第16号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により告示する。

令和5年4月12日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

- 1 甲府市下水道工事指定店  
別紙名簿のとおり
- 2 有効期限  
令和5年4月12日から令和10年3月31日まで

甲府市上下水道局告示第17号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月19日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札対象物件

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 入札番号       | 上水-15              |
| (2) 物件名        | 粉末活性炭購入(単価契約)      |
| (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による             |
| (4) 納入期限       | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (5) 納入場所       | 仕様書による             |
| (6) 予定価格       | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格     | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 山梨県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市・甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において業種が「農工業薬品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に山梨県又は県内地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 税の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月19日(水)～令和5年4月26日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(物品))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 令和5年4月19日(水)～令和5年4月26日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時～午後5時
  - イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年5月15日(月) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階大会議室  
甲府市下石田二丁目23番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

契約は、1キログラムあたりの単価契約となるため、入札書へは1キログラムあたりの価格を記載すること。なお、1円未満の端数が生じる場合は、小数点以下第2位までとすること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除



(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約保証人：契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 仕様説明会を行わない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

## 甲府市上下水道局告示第18号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年4月20日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

### 1 入札対象業務

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号   | 委託－330005号                |
| (2) 業務名称   | 甲府市雨水管理総合計画（雨水管理方針）策定業務委託 |
| (3) 業務内容   | 特記仕様書による                  |
| (4) 履行期間   | 特記仕様書による                  |
| (5) 履行場所   | 特記仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                     |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                      |

### 2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 入札参加資格の認定において業種が「建設コンサルタントー下水道部門」で登録されている者であること。
- (2) 仕様書に定める技術者を適正に配置できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。)

### 3 仕様書等の配付期間0、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和5年4月20日(木)～令和5年4月28日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 令和5年4月20日(木)～令和5年4月28日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
  - イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436  
※ 郵送は不可

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年5月22日(月) 午後2時
- (2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室  
甲府市下石田二丁目23番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付(契約金額の10/100)

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社・公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

なお、契約者に代わって自ら当該業務の完成を保証する資格及び能力を有する契約保証人を立てること。

(4) 説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和5年4月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130001号		
工事名	下水道管工事 (R5D-2) (余フ)		
工事場所	甲府市城東二丁目・朝気一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	ボックスカルバート布設工 (2500×1500) L=154.9m ボックスカルバート布設工 (2500×1500) (暫定管) L=11.7m 硬質塩化ビニル管設置工 (φ500) L=11.0m 特殊人孔設置工 (3500×3500) 2箇所 特殊人孔設置工 (3500×1500) 2箇所 既設下水道施設撤去工 1式 付帯工 1式
	2	工期	令和6年5月29日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：契約締結日の翌日から令和5年8月4日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	326,843,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 次の2者を構成員とする自主結成によ

			る特定建設工事共同企業体 AA2者又はAB2者 代表構成員：特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1億6千3百万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成20年4月1日以降に完成、引き 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
	5	近接工事	令和4年4月21日告示の合併(土木) 1号「①下水道管工事(R4D-1)、 ②(街路-15)配水管撤去工事及び 給水管仮設工事」の落札者は、本工事 の落札者となることはできません。
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和5年4月21日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和5年5月2日
	3	申請書受付開始日	令和5年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和5年5月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和5年5月11日
	6	設計図書配付開始日	令和5年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和5年5月12日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和5年4月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和5年5月12日

	10	入札日時	令和5年5月22日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和5年5月25日
	12	開札日時	令和5年5月31日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和5年6月1日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和5年5月17日 午後5時まで
	2	回答	令和5年5月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和5年5月29日まで
	2	回答	令和5年5月30日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和5年5月30日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。

	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	



甲府市上下水道局告示第20号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図面は甲府市上下水道局工務部工務総室計画課において縦覧に供する。

令和5年4月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

負担区の名称	令和5年度賦課対象住所地番
市街化調整区域負担区	上町519-5、519-6、1431-1、 507-3、554-8、507-2、554-5、 554-6、519-1、507-4 上阿原町1132-10 上今井町1930-6 川田町784-3、784-13、802-6、 802-23、784-14、802-7、802-8、 802-13、802-14、802-25、 802-15、784-5、784-12、784-8、 244-3、802-10、802-11、 802-19、802-12、801-3、801-6、 802-4、801-1、802-1、801-4、 802-22、801-5、802-3 国玉町567-2 小瀬町1126-1、1126-3、1126-10、 1126-7、1352-1、1126-6、 1126-8、1126-11 下今井町726-4、726-5、726-6、 726-7、726-8、726-9、724-2 中町400-7、279-2、281-2、281-3、 286 東下条町338-1、348-6、34-14、 34-5、34-2、34-6、34-3、348-5、 34-8、34-7、348-1 増坪町619-1 横根町523-3

	和戸町 1 2 4 - 3
中道負担区	下向山町 2 9 4 3 - 1 外 9 筆 下曾根町 6 5 5 - 2、3 8 3 9

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

望 月 伸

甲府市監査委員に選任する  
常勤とする

中 山 綾 太  
山 本 海 晴

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画財務部課税管理室市民税課主事を命ずる

山 村 大 虎

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画財務部課税管理室市民税課主任を命ずる

若 月 美佐保

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画財務部課税管理室市民税課主事を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

望 月 彩 花  
河 西 夏 見  
柳 澤 祐 輔  
水 石 貫 太

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画財務部課税管理室資産税課主事を命ずる

松 岡 寿 奈

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画財務部収納管理室収納課主事を命ずる

赤 池 友 吾

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画財務部収納管理室滞納整理課主事を命ずる

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画財務部収納管理室滞納整理課主事を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

小 池 千 草

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室市民課主事を命ずる

熊 井 勇 喜  
池 谷 友 宏  
近 藤 那 哉

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室市民課主事を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

神 澤 千 春

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室総務課主事を命ずる

深 沢 菜々保

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室総務課主事を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

渡 邊 季 恵  
谷 内 亮 磨

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室生活福祉課主事を命ずる

伊 藤 柚 紀  
岩 元 郁 賢  
山 河 駿 太

(各通)

北 原 里 杏  
新 藤 嵩 也  
江里口 侑 真  
横 内 音 亜

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課主事を命ずる

杉 下 多恵子

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課主事  
週31時間勤務を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

荻 原 拓 海  
加 藤 憧 子  
今 村 洋 介

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部保険経営室介護保険課主事を命ずる

長 田 拓 也

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部保険経営室介護保険課主事を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

玉 崎 瑠 菜  
米 倉 良 祐  
長谷川 裕 真  
小 林 祐 介

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部保険経営室健康保険課主事を命ずる

土 屋 美 果

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部保険経営室健康保険課主事を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

山 下 響 右

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部健康支援室健康政策課主事を命ずる

石 水 千 春  
山 崎 一 夏

(各通)  
技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
福祉保健部健康支援室地域保健課技師を命ずる

今 井 柚 花

技術職員に採用する  
管理栄養士を命ずる  
福祉保健部健康支援室地域保健課技師を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

長 澤 直 紀

技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
福祉保健部保健衛生室医務感染症課長を命ずる

名 取 新 星

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部保健衛生室医務感染症課主事を命ずる

志 村 岳 旺  
木 戸 梨 紗

(各通)  
技術職員に採用する  
薬剤師を命ずる  
福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課技師を命ずる

平 川 聖 人

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる

中 沢 恵 里

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

高 橋 麻 梨

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事  
週31時間勤務を命ずる

任期は令和 8年 3月31日までとする

花 形 勅 弥

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

佐 野 誠二朗

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室母子保健課主事を命ずる

河 村 佳 栄

技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

伊地知 玲 子

技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

山 崎 美 保

技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師  
週31時間勤務を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

山 下 貴美子

技術職員に採用する  
助産師を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる  
任期は令和 8年 3月31日までとする

弦 間 正 仁

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
産業部商工観光室観光課係長を命ずる  
任期は令和 7年 3月31日までとする

中 村 傑

技術職員に採用する  
農業職を命ずる

産業部農林振興室就農支援課技師を命ずる

土 橋 柊 斗

技術職員に採用する  
土木職を命ずる  
まちづくり部まち整備室道路河川課技師を命ずる

岩 井 創 太

技術職員に採用する  
電気職を命ずる  
まちづくり部まち整備室建築営繕課技師を命ずる

佐 藤 弥

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院長を命ずる  
任期は令和 6年 3月31日までとする

森 優 喜

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部消化器内科医師を命ずる

大 森 一 平

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部循環器内科医長を命ずる

赤 澤 祥 弘

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部外科長を命ずる

藤 田 未 佳

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部脳神経外科医師を命ずる

角 田 涼

技術職員に採用する  
作業療法士を命ずる  
市立甲府病院診療部技師を命ずる

若 林 奈 央



川 口 千 恵  
渡 邊 佳 奈

(各通)  
技術職員に採用する  
臨床検査技師を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

大久保 賢 人

技術職員に採用する  
臨床工学技士を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

河 合 千 里

技術職員に採用する  
診療放射線技師を命ずる  
市立甲府病院放射線部技師を命ずる

米 山 あかね  
土 橋 未 唯  
坂 入 望 愛  
大 森 綾 太  
小 島 裕美子  
岡 田 結里香  
雨 宮 未 来  
小野田 寧 々  
藤 原 麻由礼  
渡 邊 菜 月

(各通)  
技術職員に採用する  
看護師を命ずる  
市立甲府病院看護部技師を命ずる

長谷本 真 実

事務職員に採用する  
社会福祉士を命ずる  
市立甲府病院総合相談センター総合相談室主事を命ずる

中 野 友 裕

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
甲府市上下水道局に出向させる

鷺ノ森 開

技術職員に採用する  
機械職を命ずる  
甲府市上下水道局に出向させる

高 室 大 樹

技術職員に採用する  
土木職を命ずる  
甲府市上下水道局に出向させる

土 橋 知 広

技術職員に採用する  
電気職を命ずる  
甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 令 和 5 年 4 月 1 日

(教育委員会)

古 谷 利 揮  
荒 井 浩 輔  
井 上 透

(各通)

事務職員に採用する  
指導主事を命ずる  
教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる

以 上 発 令 日 令 和 5 年 4 月 1 日